

ヒグマの捕獲後に忘れずに実施する作業

01

【必ずすること】
ヒグマ捕獲票の提出

詳細は、53ページへ



02

【はく製や毛皮にする場合】
クマ類製品化登録申請

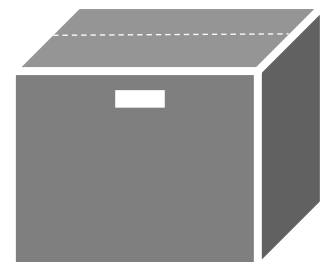
詳細は、54ページへ



03

【試料回収について】
試料の回収と提供の方法

詳細は、57ページへ



01

ヒグマ捕獲票の提出

■ 提出手順

手順1

ヒグマ捕獲票をコピー

手順2

必要事項を記入

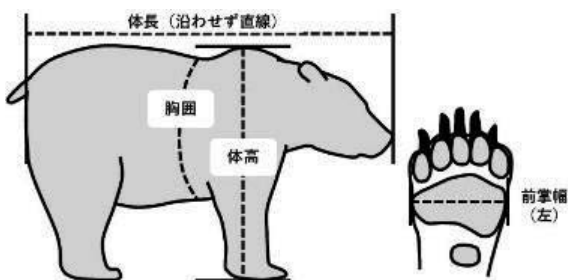
手順3

すみやかに、必ず提出

ヒグマ捕獲票

■ 提出にあたってのポイント

▼ 外部計測の方法



体長：体を伸長させ、鼻端から肛門までの長さ

胸囲：脇の下で胴体の周囲の長さ

体高：前足の手首の下から肩の盛り上がりの上までの長さ

前掌幅：計測する左前足の横幅の長さ

▼ ヒグマ捕獲票の提出先

狩猟者登録証の交付を受けた、次の①か②のいずれかの機関へ提出。

- ① 北海道（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
- ② 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室



02

クマ類製品化登録申請書の提出

■ 提出手順

手順1

申請書に必要事項を記入

手順2

ヒグマ捕獲票を用意

手順3

捕獲後 30 日以内に、
捕獲票と申請書を提出

製品化登録申請書

■ 提出にあたってのポイント

▼製品化登録の対象

狩猟や許可捕獲で捕獲されたヒグマを次のいずれかに加工（製品化）する場合、適法に捕獲されたものであることを証明するため、申請を行う必要があります。

<対象>

- ①はく製（全体） ②毛皮の敷物（全体） ③トロフィー（頭部のみ）

▼クマ類の製品化登録申請書の提出先

狩猟者登録証の交付を受けた、次の①か②のいずれかの機関へ提出。

- ① 北海道（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
② 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室



クマ類製品化登録申請書

北海道知事様

年 月 日

申請者 氏 名
(捕獲者) 住 所 〒

生年月日
職 業
狩猟免許(種類/番号)

クマ類製品化の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 製品化の種類	剥製(全体) ・ 敷物(全体) ・ トロフィー(頭部のみ)		
2. 捕獲区分	狩猟 ・ 許可捕獲	狩猟者登録番号(または)捕獲許可証番号	
3. 捕獲日時	年 月 日	午前 ・ 午後	時 分頃
4. 捕獲方法	銃器(ライフル銃 ・ 散弾銃)		
5. 捕獲位置	市 町 郡 村		
6. 捕獲個体情報	①性別 オス ・ メス	②推定年齢 約 歳(数え年)	③体重 約 kg
7. 譲渡予定	有 ・ 無	譲渡先氏名・住所	

(留意事項)

- ・ 捕獲クマ類1頭につき一登録申請とする。
- ・ 捕獲後30日以内に登録申請するものとする。
- ・ 捕獲個体の製品化は、剥製(全体)、敷物(全体)、トロフィー(頭部のみ)のいずれかとし、該当するものに○をする。
- ・ 捕獲区分は、狩猟、許可捕獲のいずれかに○をする。
- ・ 申請書裏面(次ページ)には、捕獲物全体の写真を添付し撮影年月日を記入すること(日付入りプリントの使用可)。

<捕獲物写真>

撮影年月日: 年 月 日